

議案第72号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、富士見市特別
職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表68の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表69の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表71の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表74の項及び75の項中「9,000円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。